（学校教育法施行規則第五十五条等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件の一部改正）

第六条　学校教育法施行規則第五十五条等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成二十年文部科学省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

前文中「第七十九条」の下に「、第七十九条の六」を加える。

本則各号列記以外の部分中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第一号中「第五十一条」の下に「（同令第五十二条の二第二項に規定する中学校連携型小学校にあっては同令第五十二条の三、同令第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあっては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第一項）」を加える。

第二号中「第百七条」の下に「、同令第七十四条の二第二項に規定する小学校連携型中学校にあっては同令第七十四条の三」を、「第七十六条」の下に「、同令第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあっては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第二項」を加える。

第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　義務教育学校　前期課程にあっては学校教育法施行規則第七十九条の五第一項又は第七十九条の六第一項において準用する同令第五十条第一項若しくは第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領の規定、後期課程にあっては同令第七十九条の五第二項又は第七十九条の六第二項において準用する同令第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定

（学校教育法施行規則第五十五条の二等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件の一部改正）

第七条　学校教育法施行規則第五十五条の二等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成二十年文部科学省告示第三十号）の一部を次のように改正する。

前文中「第七十九条」の下に「、第七十九条の六」を加える。

第一項中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項第一号中「第五十一条」の下に「（同令第五十二条の二第二項に規定する中学校連携型小学校にあっては同令第五十二条の三、同令第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあっては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第二項に規定する中学校学習指導要領の規定、後期課程にあっては同令第七十九条の六第二項に規定する中学校学習指導要領の規定」を加え、同項第二号中「第百七条」の下に「、同令第七十四条の二第二項に規定する小学校連携型中学校にあっては同令第七十四条の三」を、「第七十六条」の下に「、同令第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあっては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第二項」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　義務教育学校　前期課程にあっては学校教育法施行規則第七十九条の五第一項又は第七十九条の六第一項において準用する同令第五十条第一項若しくは第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領の規定、後期課程にあっては同令第七十九条の六第二項又は第七十九条の七第二項において準用する同令第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定

第四号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（義務教育諸学校教科用図書検定基準の一部改正）

第八条　義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

第1章の(1)中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件の一部改正）

第九条　学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）の一部を次のように改正する。

本文中「中学校」の下に「、義務教育学校」を、「第七十九条」の下に「、第七十九条の六」を加える。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第五十四号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十二条の四、第七十四条の四、別表第二の二備考第三号及び別表第二の三備考第三号の規定に基づき、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日　　文部科学大臣　馳　浩

中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件

1　中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校における小中一貫教育（小学校における教育及び中学校における教育を一貫して施す教育をいう。）において特色ある教育課程を編成することができるよう次のように取り扱うものとする。

一　中学校連携型小学校において、学校教育法施行規則別表第二の二備考第三号の規定により各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「小学校教科等」という。）の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該小学校教科等の内容を代替することのできる内容の小中一貫教科等の授業時数に充てること。

二　小学校連携型中学校において、学校教育法施行規則別表第二の三備考第三号の規定により各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「中学校教科等」という。）の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該中学校教科等の内容を代替することのできる内容の小中一貫教科等の授業時数に充てること。

2　中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校における教育課程は、次に掲げる要件を満たして編成するものとする。

一　九年間の計画的かつ継続的な教育を施すものであること。

二　学校教育法施行規則第五十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項（次号において「内容事項」という。）が、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程全体を通じて適切に取り扱われていること。

三　内容事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程全体を通じて適切に確保されていること。

四　児童又は生徒の発達の段階並びに小学校教科等及び中学校教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。

五　保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。

六　前各号に掲げるもののほか、児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。